

櫛田川自然再生検討会（仮称） 規 約（案）

（名称）

第1条 本会は、「櫛田川自然再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的及び設置）

第2条 検討会は、「櫛田川自然再生計画」の計画検討において、様々な観点から助言して頂くことを目的として、三重河川国道事務所長（以下、「所長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 検討会の委員は所長が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

（会議）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は委員の互選によってこれを定める。
3. 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。

（情報公開）

第5条 検討会の会議、会議資料、議事録については、重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則として公開とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が行うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、検討会で定めるものとする。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成23年 月 日から施行する。

(別 紙)

「櫛田川自然再生検討会」 (仮称) 委員名簿

役 職	氏 名	専 門 等	所 属
委員	かやば ぢゆういち 萱場 祐一	河川生態	独立行政法人土木研究所 自然共生研究センター長
委員	かわむら こういち 河村 功一	魚 類	三重大学大学院 生物資源学研究科准教授
委員	きたむら じゅんいち 北村 淳一	生 物	三重県生活・文化部 新博物館整備推進室 企画グループ主事(学芸員)
委員	ますだ うめかず 増田 梅和	地域活動	櫛田川漁業組合連合会 会長
委員	まつお なおき 松尾 直規	河川工学	中部大学 工学部教授
委員	みやもと さとみ 宮本 里美	地域活動	松阪市自治会連合会 副会長

(敬称略、五十音順)